

議員提出議案第1号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年11月26日

川崎市議会議長 青木功雄 様

提出者 川崎市議会議員 原 典之

〃 各務雅彦

〃 上原正裕

〃 堀添健

〃 木庭理香子

〃 押本吉司

〃 林敏夫

〃 浜田昌利

〃 田村伸一郎

〃 河野ゆかり

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職等の職員の給与の改定措置等を考慮し、議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。